

人事院は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）に基づき、人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年九月十三日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一―九―四

人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(欠格条項)	(欠格条項)

第一条 沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号。以下「特別措置法」という。）第二十条第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、それぞれ法第三十八条第一号に該当する者とみなす。

第一条 沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百十九号。以下「特別措置法」という。）第二十条第一項の規定によりなお効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、それぞれ国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「法」という。）第三十八条第二号に該当する者とみなす。

## 附 則

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。